

# 「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」

## 逐条解説



神奈川県

## — 目次 —

第1条（目的）	1
第2条（定義）	5
第3条（基本理念）	11
第4条（県の責務）	13
第5条（協働事業に関する協定の締結等）	15
第6条（ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策）	19
第7条（ボランティア活動の促進のための施策）	20
第8条（ボランティア団体等との県との協働の状況等の公表）	22
第9条（意見の反映）	22
参考	
「かながわボランティア活動推進基金21」	24
ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例	27
協働事業負担金協定書（例）	29
神奈川県条例の見直しに関する要綱	31

## (目的)

第1条 この条例は、ボランティア団体等と県との協働が地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、かつ、将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

## 趣旨

私たちの生活を支える「公」という言葉の概念には二通りあり、一つは人びとにとって必要不可欠な公共的・互助的な機能のことを指し、これは時代や地域によって濃淡はあるものの、地域の中に連綿と存在し続けています。もう一つは、一般的に君主や政府のことを指す言葉として理解され、このことが「公」は行政が担うものという考え方につながっていきました。

そして今、公共的・互助的な機能を「民」が行う場面が様々に見られるようになっていきます。そうした中で、先駆性や専門性、行動力といった特性を持つボランティア団体等は、地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、本県では、そうしたボランティア団体等と協働して事業を実施することで、行政だけでは得られない大きな成果を挙げてきました。中には、ボランティア団体等が先駆的な取り組みを行い、その事業の有用性から、その後、県が後を追う形で県の事業として取り組むこととしたものもあります。このようにして今後もボランティア団体等と県との協働により、多くの地域の課題解決が図られるものと考えています。

本条例は平成22年に制定され、ボランティア団体等や企業、大学など多様な主体が協働して、地域の課題を解決する協働型社会の実現による県民生活の向上を目的としており、その目的の達成のため、ボランティア団体等と県との協働の基本理念、県の責務、協働を推進するための基本となる事項（具体的には第3条から第9条）等について定めています。

また、条例施行後の環境の変化として、平成20年12月の公益法人制度改革により、ボランティア活動を行おうとする団体が法人格を取得しようとする場合、主務官庁の許可なく登記のみで設立できる一般社団法人や一般財団法人を選択する事例が増えてきており、特に平成23年3月の東日本大震災を契機に新たに設立された法人にこうした傾向がみられます。

このような状況にあって、平成27年度に条例施行後5年目の見直しを行い、条例制定時に比べ地域の課題がさらに複雑化し、多様化する中、こうした課題に、NPO法人だけでなく一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人も取り組んでいる状況を踏まえ、「ボランティア団体等」の範囲を一般社団法人等まで拡大することとし、平成28年度に所要の改正を行いました。

## 《東日本大震災（H. 23. 3. 11）をきっかけに設立した一般社団法人の活動事例》

- A 法人：特殊技術（特許工法）\*等に関する調査及び研究を行っている法人で、被災地の擁壁調査などを行う。 \*従来に比べ、土工事量、鉄筋量、コンクリート量及びCO2 排出量が大幅に削減され、工期も短縮できる工法
- B 法人：被災地支援のため、コンサート開催や模擬店の出店、市の社会福祉協議会との協働事業を行っている法人で、特に宮城県南三陸町の景観創出事業や被災地の仮設住宅の住民の心の支援を実施。
- C 法人：福祉住宅の建築、福祉住環境の整備等に関する検定試験の企画、運営を行っており、福島県三春町の復興住宅建設の際に企業と協力し、手すり取付事業を実施。
- D 法人：海岸美化活動（ビーチクリーン活動、水質調査活動）や子供達への環境教育活動を行っている法人で、放射性物質など海岸の水質調査に取り組む。
- E 法人：演奏家にコンサートに出演してもらい、その収益金により、被災地の子供達の支援を行っている法人で、バスによる福島の被災地の親子のコンサートへの招待や、被災した子供達の避難場所での演奏ボランティアを実施。

「県内の一般社団法人一般財団法人活動状況調査」（平成28年8月 NPO協働推進課実施）より作成

## 説明

「ボランティア団体等と県との協働」⇒第2条の【説明】を参照。

### 「地域の課題」

多くの地域に共通する課題や神奈川に根ざした特有の課題など、その地域において解決しなければならない課題をいいます。一方、類似の表現で、よく使われる「社会的課題」は、地域の課題を包含した一般的、普遍的な課題と考えていますが、本条例は「地域の課題」の解決に主眼をおいて制定しました。

### 「将来その重要性が増大することが見込まれる」

先駆性や専門性、行動力といった特性を持つボランティア団体等は、これまで地域の課題の解決に重要な役割を果たしてきており、本県では、そうしたボランティア団体等と協働して事業を実施することで、行政だけでは達成できない大きな成果につなげてきました。今後も、地域の課題がさらに複雑化、多様化していく中で、解決に向け、ボランティア団体等と県との協働への期待がますます高まるものと考えられます。そのためにも、県として果たすべき役割を十分果たしていくことが必要となってきます。

### 県民ニーズ調査\*結果

#### ○くらしの満足度[県民生活]

「地域課題解決のため、NPO、企業、大学、行政などの多様な主体が協働・連携すること」を重要だと思う人の割合（県民重要度）

平成29年度 55.5%    平成28年度 57.7%    平成27年度 56.3%

\* 県民の意識、価値観等の変化や、多様化する生活ニーズを的確に把握し、その結果を施策に反映するため毎年度実施

### 「多様な主体」

ボランティア団体等、企業、大学、行政、そのほかの様々な主体をいいます。

### 「協働型社会」

県民ニーズが複雑・多様化する中、様々な地域の課題の解決を図っていくために、行政だけではなく、ボランティア団体等、企業、大学など、多様な主体が互いの立場を尊重し、それぞれの特性を発揮、協力し合って地域の課題を解決する社会をいいます。

「基本理念」⇒第3条（P11）を参照。

「県の責務」⇒第4条（P13）を参照。

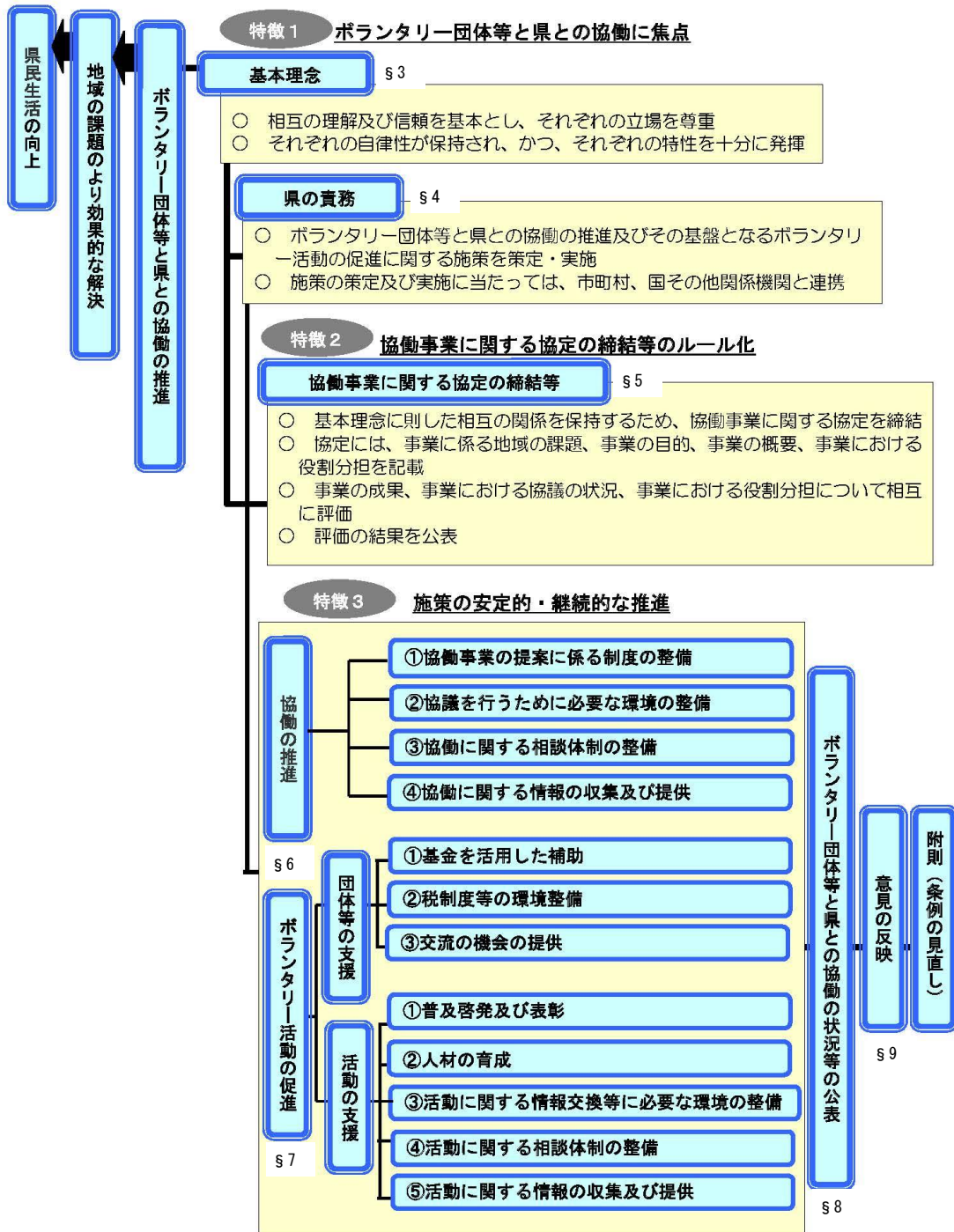
### 「基本となる事項」

「基本となる事項」とは、第5条（協働事業に関する協定の締結等）、第6条（ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策）、第7条（ボランティア活動の促進のための施策）、第8条（ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表）、第9条（意見の反映）に記載した内容を指します。

### 「公、公益、公共性」とは

「公」は一般的に君主や政府のこと（official, government）を指す言葉ですが、「公益」は「社会全般の利益」「不特定多数のもの利益」と同義的に使われています。この場合、「公益」は英語ではpublic interestと訳され、「公共性」と同義的意味をもちます。

# 条例の構成



(定義)

**第2条** この条例において「ボランティア活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動であって、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
  - (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
  - (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- 2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、一般社団法人、一般財団法人、法人格を持たない団体及び個人をいう。
- 3 この条例において「ボランティア団体等と県との協働」とは、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することをいう。

## 趣旨

本条は、本条例の用語で、本県独自の規定に基づくものや間違った解釈をしやすいものについて定義しています。

## 説明

### 第1項関係

#### 「ボランティア活動」

「ボランティア」とは「自発的な」や「自主的な」という意味の形容詞です。

本県では「非営利性」に基づく自発的な行為を意味する用語として「ボランティア」を用い、個人を指し「無償性」という印象で使われることが多い「ボランティア」と区別しています。本県では、平成13年に定めた「ボランティア活動推進指針」及び同年に制定した「かながわボランティア活動推進基金21条例」の中で「ボランティア活動」という表現を用いています。

#### 「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」

「不特定かつ多数のものの利益」とは、いわゆる「公益」と同義で、「社会全般の利益」を指すものであり、「不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与」とは、受益者があらかじめ特定されてはならないことを意味します。言い換えれば、ある団体等の活動によって利益を受ける者が特定されず、広く社会一般の利益となることをいいます。

ただし、その団体の活動により提供されるサービスの受益者が、活動の性質上、特定の範囲の者に限定され、また、「少数」であったとしても、その活動の目的とするところが



社会全体の利益の増進に寄与すると考えられるような場合（いわば、「潜在的な不特定多数性」が認められるような場合）には、「不特定かつ多数のものの利益」の増進に寄与することができる。

例えば、希少難病患者の支援活動のように、ボランティア団体等が行う事業の中には、「社会全体の利益」を目的としているものの、実際の受益者が事業の性質上限定されたり、結果として少数であったりする場合があります。

このようにボランティア団体等を目指す公益は、国や自治体を目指す公益とは異なります。

なお、市民が行う公益的な活動については、「ボランティア活動」、「市民活動」、「民間非営利活動」、「社会貢献活動」など様々な用語が用いられています。これらの用語には統一的な定義はなく、使用される場面によりそれぞれ用いられています。

一方、いわゆる「私益」（特定の個人や団体自身のための利益）や、「共益」（団体の構成員相互の利益）を目的とする活動は含まれません。例えば、「〇〇さんを救う会」のように特定の個人を対象とした活動や、町内会、自治会、同窓会や同好会などのような活動がこれにあたります。

ただし、町内会や自治会など共益目的で設立された団体が受益者を限定せず、不特定多数の者を対象としてボランティア活動を行う場合には、「ボランティア団体等」に該当します。

### 「非営利の民間の自主的な活動」

特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人は非営利法人に区分されますが、ここでの「非営利」とは、利益の追求を目的とせず、活動によって得た利益や資産を構成員（社員・役員等）で分配しないということであって、「収益を目的とする事業」を行ったり、「対価を得てする事業」を行わないという意味ではありません。非営利団体であっても定款の定めにより、収益を目的とした事業を含む「その他の事業」を行うこともできます。また、収益（利益）は、事業費や人件費、交通費など事業のための必要経費に充てることもできます。「非営利性」とは、無償でサービス等を行うといった「無償性」とは異なります。

なお、「民間の自主的な活動」とは、市民の発意によって自発的に行われる活動をいい、国、県、市町村など行政主導で設立された第三セクター（いわゆる外郭団体）の活動は、「民間の自主的な活動」には該当しません。

## 第2項関係

### 「ボランティア団体等」

ボランティア活動に取り組む市民の発意によって組織されたグループを想定しており、具体的には特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、法人格を持たない団体及び個人をいいます。

### 「特定非営利活動法人」

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、いわゆるNPO法人のことをいいます。なお、NPO法人を設立するためには、所轄庁である都道府県知事又は指定都市の長の認証を受ける必要があります。



## 「一般社団法人、一般財団法人」

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）により設立されたものをいいます。

公益社団法人、公益財団法人は、それぞれ、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（平成18年法律第49号）第4条の公益認定を受けた一般社団法人、一般財団法人をいいます。本条例では、「一般社団法人、一般財団法人」とのみ表記していますが、法律の表記のルールに従い、一般社団法人は公益認定を受けた公益社団法人を含み、一般財団法人は公益認定を受けた公益財団法人を含みます。

## 「法人格を持たない団体」

法人格を持たない団体とは、いわゆる任意団体で、ボランティア活動を行うボランティア団体などを想定しています。

## 《法人格を持たない団体の活動事例》

### ◇すかつ子セミナー実行委員会（横須賀市）

2002年（平成14年）に公立学校が5日制になり、休日となった土曜日に市内の小中学生に地域活動を体験してもらうため、横須賀市市民活動サポートセンターに登録している市民団体約20団体で実行委員会を結成し、活動している。市内の小学3年生から中学生までを対象に、三浦半島でのボランティア活動を通じて、自然や歴史、文化や農産物などを学び触れることにより、地域に関心や愛情、誇りを持つことを活動の目的としている。

### ◇善行雑学大学（藤沢市）

1999年（平成11年）に市民のための生涯学習講座を開始し、毎月1回、市民による常設講座をボランティアで運営している。平成28年8月までに206回にわたる講座を開催し、受講者は累計で23,105名にのぼる。

活動は、三タダ主義（講師謝礼、受講料、会場費がタダ（資料代等のみ実費負担））の考え方を基本に、各講座をビデオ撮影し、「善行雑学大学ビデオ・ライブラリー」として、DVDに記録を保存し、会員に貸出しを行うほか、課外授業として、見学会や史跡を訪ね歩く会を平成28年8月までで93回実施している。講師は、ボランティアにも拘わらず、多彩で経験豊かな人材を揃え、質の高い講座を行っている。

### ◇二子山山系自然保護協議会（葉山町）

2005年4月に開催された「二子山山系の自然」シンポジウム開催をきっかけに、「葉山ホテルの会」、「葉山山楽会」、「森戸川村」の3団体が連携して活動をスタートさせた。3団体はもともと二子山山系を活動の場としており、林業の衰退で森林組合が解散し森林の荒廃が進む中、この森林を整備し、守り、後世に残していくことを目的に、ホテル生息地の環境整備や山道の整備及び自然保護活動を行ってきた。活動をさらに展開していくため、県、葉山町、法人とで協議会を結成することとした。

## 「個人」

「ボランティア団体等」の「等」は、ボランティア活動を行う個人を指しています。これは、協働の相手方として、組織化されていないボランティアグループやボランティア活動を行っている個人も考えられることから、幅広く捉えることとしたためです。

### < 条例改正の経緯 >

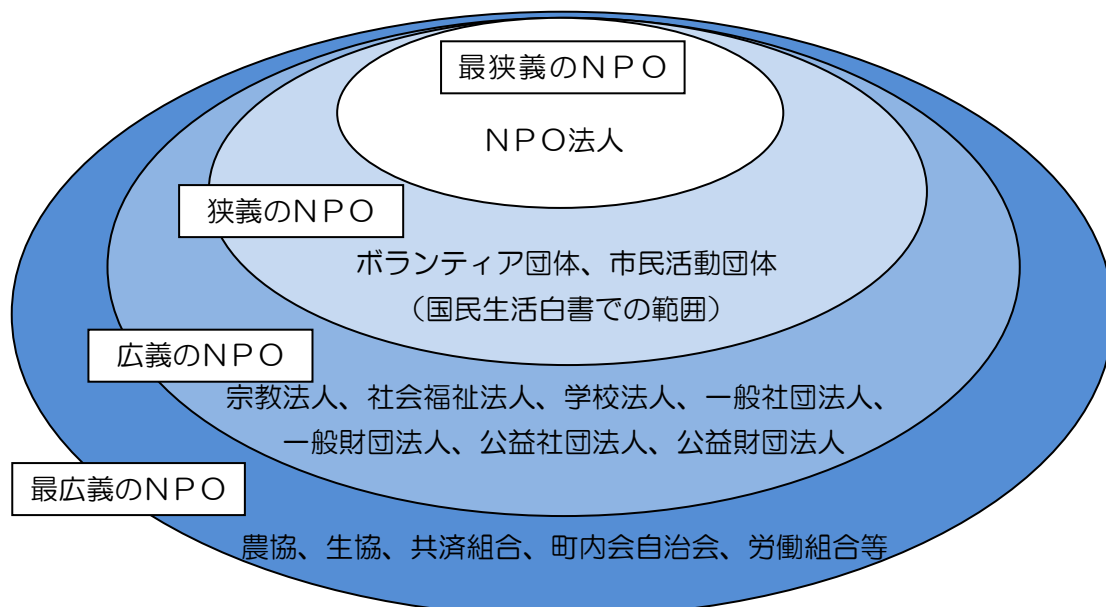
平成22年の条例制定時には、「ボランティア団体等」を特定非営利活動法人、法人格を持たない団体及び個人としていました。その当時、平成20年4月の公益法人制度改革により、ボランティア活動を行おうとする市民が、活動のために法人格を取得しようとした場合に、特定非営利活動法人に加えて一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人を選択できる状況にありました。しかしながら、平成22年当時は、新たな制度の直後で、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人の実際の活動実態が広く知られていなかったことからボランティア団体等の対象とはしませんでした。

その後、地域課題が複雑化、多様化する中、平成23年の東日本大震災の被災地支援や、その他の地域の課題解決に、市民の発意により設立された一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人が取り組んでいる状況を踏まえ、平成28年の条例改正で「ボランティア団体等」の範囲を拡大し、特定非営利活動法人と同様の活動を行う一般社団法人、一般財団法人を追加することとしました。

また、ボランティア活動を行う一般社団法人や一般財団法人が公益認定を受け、公益社団法人、公益財団法人となることも考えられるため、公益社団法人、公益財団法人もその範囲に含めることとしました。

なお、今回新たに加える一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人は、「ボランティア活動」に取り組むものに限定することとしています。

### 《参考：NPOとNPO法人》



NPO = Non-Profit Organization = 非営利団体、非営利組織

NPO法人 = 特定非営利活動促進法に基づく法人格を取得したNPO

『平成12年国民生活白書（内閣府）』を参考に作成

### 第3項関係

#### 「ボランティア団体等と県との協働」

条例では、ボランティア団体等及び「県が相互にそれぞれの特性を生かして」、「地域の課題の解決を図るために協力する」ことを「ボランティア団体等と県との協働」としています。

協働は、ボランティア団体等と県双方が協力して公的なサービスの形成や提供等の公益を目的とする事業に取り組む場合の関係性をいいます。

協働の実施には、負担金の交付、事業の委託や補助、共催、協力や実行委員会の設置によるものなど様々な形態があります。

また、実際の協働の形態の一例として、委員会等にボランティア団体等の参加を求め、施策や事業の企画立案に係る意見や提案を受けたり、場所を選ばずに行われる協議なども含まれます。

ただし、支援のみを目的とした補助事業や県の定型的な業務の実施を委ねるだけの委託事業などは、「相互にそれぞれの特性を生かして、協力している」ことにならないことから、条例でいう「協働」には該当しません。

また、指定管理者が特定非営利活動法人である場合、「指定管理者」は、行政処分の一つである「指定」により、公の施設の管理に関する権限を「委任」して代行させるものであることから、「指定管理者」と「県」との関係についても、条例でいう「協働」には該当しません。

#### 「ボランティア団体等の特性」

ボランティア団体等は、自主的にボランティア活動を行っている団体や個人であり、自主性は、ボランティア団体等が持つ基本的な性格といえます。この自主性という最も基本的な性格を背景として発揮される、より具体的な特性として、「先駆性」、「専門性」、「行動力」が挙げられます。

ボランティア団体等の「先駆性」は、様々な目的や課題認識を持った県民が、自らの考えで自主的に取り組むため、対策がまだできていない新たな地域課題や少数の人々のニーズ等に対応し、独自の視点から率先して取り組んだり、どのような対応をすべきか等について、提案したりすることをいいます。

ボランティア団体等の「専門性」とは、自主的な活動を継続的に行うことにより、実践的な知識や経験が蓄積され、地域の実状に沿った専門的な取組みができることをいいます。また、プロボノ<sup>\*</sup>など様々な専門的スキルを有する人々が活動の目的に賛同し、貢献する例もあります。ボランティア団体等は、生活者の視点に立った地域のニーズの把握、実践的な知識、専門家や他のボランティア団体等や企業とのネットワークなど、行政や企業、研究者とは異なる独自の特性を有しています。

ボランティア団体等の「行動力」とは、地域で問題を抱える人々の思いや地域の課題等に直面する人々に共感し、その立場や考え方などを共有しながら、活動の目的が明確になった時には、行政に求められる公平性や企業が求める営利性にとらわれずに、自らの主体的判断により、課題解決に向けて機敏に行動することをいいます。

ボランティア団体等はこのような特性により、多様なニーズや課題に、柔軟かつ迅速に対応することが可能です。また、ボランティア団体等のサービスや活動の特徴として、対象者が限られていたり、特定の地域に限定されていたりする場合も多くあります。

※プロボノとは、

「公共善のために」というラテン語「pro bono publico」の略で、元々は、弁護士などが職業スキルを生かして無報酬で行う公益事業（市民への無料法律相談など）を指していた。

現在では、職業上持っている専門知識やスキル、経験を活用して行うボランティアやその活動を広く捉えて、「プロボノ」としている場合が多い。

## 「県の特性」

行政機関としての県には、広域性、公平性、公正性、継続性、信頼性などの特性があり、しっかりした組織、財政基盤の下、広く県民に対し継続して均質なサービスを提供できますが、県民の多種多様なニーズにきめ細かく、かつ柔軟に対応することは必ずしも得意とは言えないという側面があります。

ボランティア団体等が県と協働を行う際には、県に対して、「調整力」、「信用力」、「広報力」、県域への「波及力」などが期待されており、県と協働で調整することにより、ボランティア団体等が単独で調整するよりも円滑に事業が進むことが考えられます。

神奈川県の特性に目を向けると、競争力のある産業の定着と一国の経済に肩を並べる高い経済力、利便性の高い交通ネットワーク、多彩な自然環境と豊かな水資源、地域に根付く歴史と文化、豊かな国際性、多くの研究者や技術者が暮らし、大学や短期大学が立地し、様々な分野の人材が集うといったことがあげられます。このような特性を背景として、福祉、環境、防犯、防災、国際交流などの様々な分野のNPOやボランティアが多彩な活動を行っています。

(基本理念)

第3条 ボランティア団体等と県との協働は、相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 ボランティア団体等と県との協働は、それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

## 趣旨

本条は、ボランティア団体等と県との協働が、県がボランティア団体等へ業務を委託するように捉えられてしまうこともあることから、両者が対等な関係であることを再認識するため、それぞれの立場が尊重されること、それぞれの自律性が保持されること、それぞれの特性が十分に発揮されることを基本理念として定めています。

## 説明

### 第1項関係

「相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されること」

ボランティア団体等と県は考え方や意思決定の方法、仕事の進め方などが異なります。

したがって、目的等を共有し、合意された役割分担に基づいて協働しようとしても、考え方などの違いをお互いに十分理解しないと、事業を円滑に進めることはできません。

そこで、ボランティア団体等と県はそれぞれの活動の目的や組織等をお互いに理解するよう、積極的にコミュニケーションをとる必要があります。

県が求める目的のため、事業をボランティア団体等に一方的に委託するという関係では協働の効果は発揮されません。ボランティア団体等と県は対等な主体であることを認識し、その主体性・自主性を尊重した上で、意見交換を丁寧に行いながら事業を進めることが重要です。

### 第2項関係

「それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されること」

「それぞれの自律性が保持される」とは、ボランティア団体等と県それぞれが地域の課題を解決しようとする当事者であって、一方がもう一方に従属したり、過度に依存したりすることがない状態が保たれていることをいいます。

そして、事業の実施にあたっては、ボランティア団体等と県が、それぞれの特性を活かしながら協力して取り組むことが重要です。協働の最も大切な意義は、ボランティア団体等と県が協力してそれぞれの資源を適切に組み合わせ、強みを活かしあうことで相乗効果を生み出し、それぞれが別々に取り組むよりも、多様な県民ニーズや課題に対し、よりの確かつ柔軟に対応し、県民の生活の向上に寄与することにあります。

ボランティア団体等と県との協働に合致する取組みとは、このような意義を互いに理解し、ともに取り組むことで、県民にとってよりよい結果をもたらすことが期待される取組みです。

協働では、ボランティア団体等と県との間のよりよい協力関係をいかに構築するかという点に目を奪われがちです。しかし、ボランティア団体等と県のそれぞれが持つ資源

をどのように組み合わせれば相乗効果が大きくなり、受益者である県民にとってより大きなメリットもたらすことができるかということを常に念頭において、取り組む必要があります。

また、ボランティア団体等との協働に取り組むためには、その特性を理解し、事業の内容に応じて、それぞれの特性に応じた役割を果たすことが必要です。

## (県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ボランティア団体等と県との協働の推進及びこれを効果的に推進するためのボランティア活動の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めるものとする。

## 趣旨

本条は、県が第3条の基本理念に則り、率先してボランティア団体等との協働を推進することを県の責務として定めたものです。

なお、県民やボランティア団体等の自主的な活動であるボランティア活動に「責務」を求めることは適当ではないことから同様の規定は定めていません。

## 説明

### 第1項関係

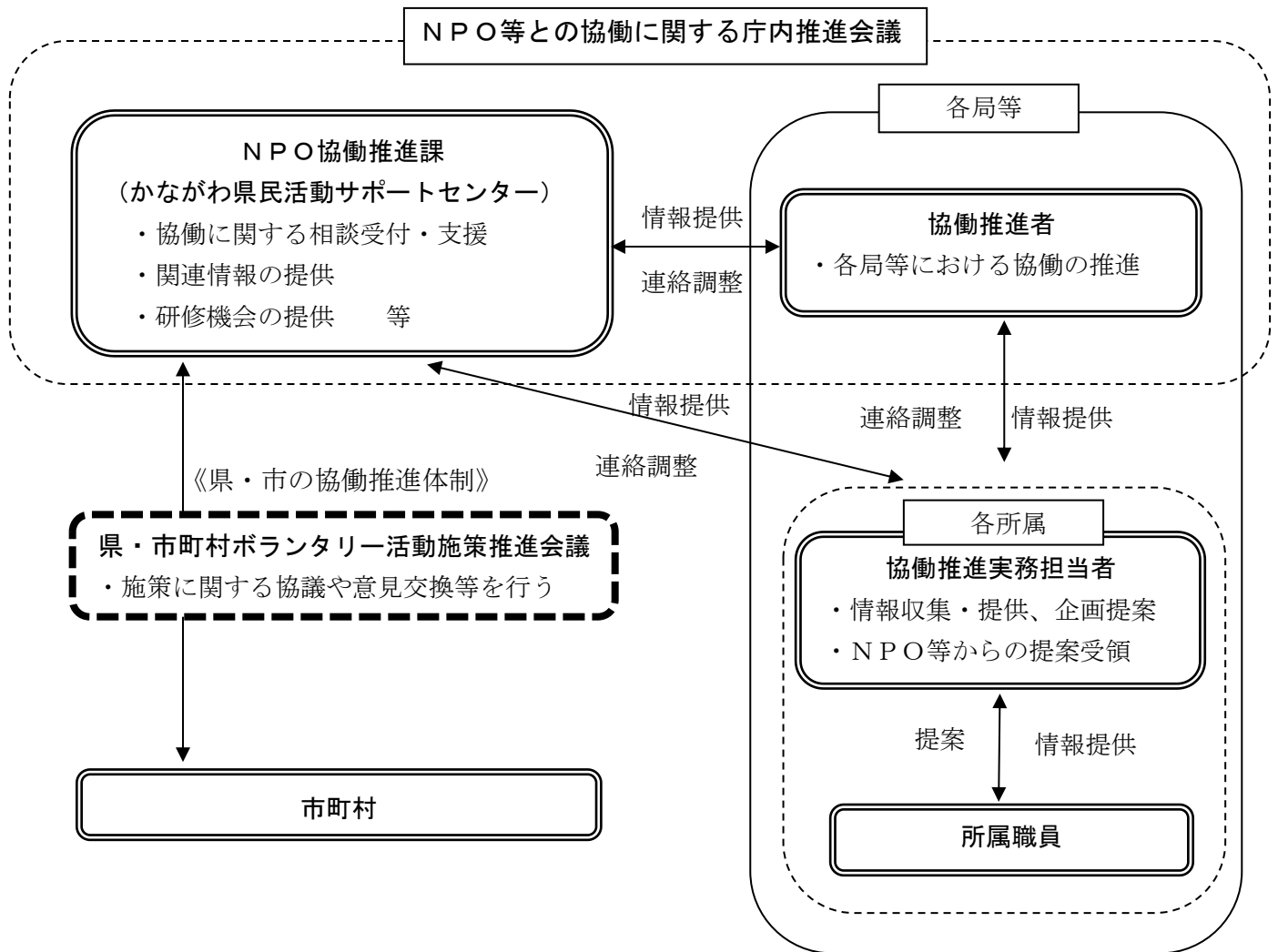
県では、ボランティア団体等との協働を積極的に進めるための組織として、各局等における協働の推進及び連絡調整を行う「協働推進者」を配置するとともに、協働推進者等で構成する「NPO等との協働に関する庁内推進会議」を設置しています。

また、各所属には情報収集・提供等の実務面での業務を担う「協働推進実務担当者」を置き、協働の推進を図っています。

庁内推進会議の座長であるNPO協働推進課長は各局等の協働推進者とともにNPO等との協働推進のための総合的な企画や調整を行います。また、各局等の協働推進者のもとに置かれた実務担当者はNPO等との協働に関する情報の収集や自己所属への情報提供、協働の企画の提案を行うほか、NPO等からの提案を受ける窓口としての役割を担います。NPO協働推進課は実務担当者がこれらの役割を進める上で必要となる相談や情報提供、協働をより理解するための研修の実施などを行うことで、各所属におけるNPO等との協働の推進を支援しています。



《庁内の協働推進体制》



**第2項関係**

条例では、施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めることとしており、具体的には次のとおり行っています。

市町村との連携のための体制として、条例の制定を契機に、県・市町村それぞれのボランティア活動促進施策全般について、県と市町村とが協議や課題研究等を行う場として、「県・市町村ボランティア活動施策推進会議」を設置しています。

また、県が実務担当者に向けて実施する協働の推進のための研修への参加を市町村の職員に働きかけています。

国との連携は、内閣府との特定非営利活動法人情報の共有や、寄附金にかかる税額控除を通じたNPO法人支援などの面で行っています。

### (協働事業に関する協定の締結等)

**第5条** ボランティア団体等及び県は、基本理念に則した相互の関係を保持するため、ボランティア団体等と県との協働による事業であって、当該事業に係る地域の課題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において対等な立場で当該事業に関し必要な事項について協議することを合意したもの（以下「協働事業」という。）を行おうとするときは、当該協働事業に関する協定を締結するよう努めるものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 協働事業に係る地域の課題
- (2) 協働事業の目的
- (3) 協働事業の概要
- (4) 協働事業における役割分担

3 ボランティア団体等及び県は、協働事業を行ったときは、次に掲げる事項について相互に評価を行うよう努めるものとする。

- (1) 協働事業の成果
- (2) 協働事業における協議の状況
- (3) 協働事業における役割分担

4 ボランティア団体等及び県は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価の結果を公表するよう努めるものとする。

## 趣旨

本条は、基本理念に則した相互の関係である「対等な立場」を保持するため、協定を締結するよう努めることについて定めるとともに、協定に記載する主な項目を示しています。

また、協働事業の質の向上や、ボランティア団体等と県との相互の理解及び信頼を一層促進させるため、ボランティア団体等と県とが「協働事業」を行ったときは、相互に評価を行うことや、評価結果の公表に努めることについて定めています。

## 説明

本県では、これまで、ボランティア団体等と県との協働事業をはじめとしてボランティア団体等への支援に積極的に取り組んできました。

そうした中で、県側の課題として、ボランティア団体等が対等な協働の相手方であるとの認識が十分ではない場合もあることが分かってきました。こうしたことから、協働を推進する取組みを強化することと併せて、それらの点を改善していくための対応を今後とも図っていく必要があります。

そこで、条例では、ボランティア団体等と県が協働事業の実施に当たり、互いに自律した対等な関係を保ち、大きな相乗効果につなげることができるよう、

- ①役割分担等を明確にした協定を締結した（第5条第1項、第2項）上で、
- ②事業の成果等を相互に評価し（第5条第3項）、
- ③公表する（第5条第4項）

という項目を双方の努力義務として定めることで、対等な関係性を担保し、透明性を高めることとしています。

この項目は、互いの立場を尊重した協議を行う上での基礎となるものであり、両者の誠実な協議が深まることを期待するものです。

## 第1項関係

### 「対等な立場で協議」

「対等な立場」での協議とは、双方の意見を平等に扱い事業に反映できる機会が与えられていることです。県は、ボランティア団体等が対等な主体であることを認識し、その自主性を尊重することが重要です。

協議に当たり、留意点として次のことが考えられます。

ア ボランティア団体等と県が、それぞれの特性を十分に発揮し、より高い相乗効果を得るには、企画立案、実施等の各段階で、できる限り、両者が対等に協議する機会を設けるとともに双方がお互いの情報を公開し、共有することが重要です。

イ 協働事業を始めるに当たっては、課題認識、事業の目的や役割分担等を相互に確認するとともに、具体的な実施方法を検討するため、十分に協議を行う必要があります。

ウ ボランティア団体等と県が課題認識を共有することにより、各々が相互に協力して課題解決に取り組む意思が明確となり、継続的に協力していくための基盤となります。

また、特定のボランティア団体等と県が過度に依存し合う関係に陥らないよう、協働事業の実施にあたっては、あらかじめ実施期間を定めるなど、時限を設定し、互いに確認することが重要です。併せて、県の予算が単年度主義であることについて、ボランティア団体等の理解を十分に得ておく必要があります。

エ 協働事業においてボランティア団体等に県の予算を支出する場合は、ボランティア団体等の自主性を尊重しながらも、県から提供される資金は公金であるとの認識を十分に持ってもらい、責任ある執行を促すとともに、協働事業の過程で知り得た個人情報等の守秘義務を果たすことなど、各種法令等の遵守を求めることが必要です。

### 「協定」

条例では、協定に、地域の課題や事業の目的、概要、役割分担を記載することとされていますが、費用、成果物の帰属、より具体的な目標、スケジュール等、さらに事故が起きた場合の責任の所在についても、ボランティア団体等と確認しながら、できるだけ詳細に記載することが望ましいものと考えます。また、必ずしも協定という名称である必要はなく、契約書や規約の中に盛り込んでいる場合や、ひとつの文書ではなく、事業目的と役割分担が別々の文書に記載されている場合も協定ととらえて構いません。

また、調査・研究等の事業の成果は、ボランティア団体等のその後の活動に不可欠な場合もあります。したがって成果物の帰属については、協定の締結に先立ち、ボランティア団体等と十分に話し合い、認識を共有しておく必要があります。

このように必要な項目を協定として書面に記載することにより、トラブルを未然に防止するとともに、自律した対等な関係を保ちつつ明確な責任体制のもとで、円滑に協働事業を進めていくことができます。

協定の締結や相互評価、相互評価の結果の公表などの協定に係る一連の取組みは、自律した対等な関係を保ち、大きな相乗効果につなげるために必要なものであり、さらにボランティア団体等と県との二者で実施していた協働事業に、企業等その他の主体が加わった形に発展した場合でも実施することが望ましいと考えます。

### ＜ボランティア団体等からの協働事業の提案＞

協働事業の提案には、ボランティア団体等から提案する場合と、県から提案する場合があります。

ボランティア団体等からの提案は、県民の視点に立った県政を進めていくための課題解決への貴重なきっかけとして、所管部署において真摯に受け止め、対応を検討する必要があります。

そして、必要に応じて、提案したボランティア団体等との情報交換・意見交換や県としての課題分析等を行い、協働事業として取り組む必要があると判断される場合は、その事業化を進めることとなります。

ボランティア団体等の提案は、県の複数の部署に関わる場合や、先駆的であるがゆえに所管部署が明確でない場合もあります。このような場合には、まずは関係する部署が連携して話し合いの場につくなどの対応が必要です。

ボランティア団体等からの提案については、県の協働事業として取り組む必要性について十分検討し、県としての対応を選択していく必要があります。

しかし、行政の判断だけで「協働になじまない」「ボランティア団体等の特性を生かせる事業ではない」「引き続き県が単独で担うべき事業である」などと結論付けたのでは、県民の立場に立った提案が生かされません。まずは話し合いの場につくなど、ボランティア団体等からの提案を真摯に受け止めることは、県の仕事の進め方を県民の視点に立って見直していく上での職員としての大切な心構えです。そして、ボランティア団体等からの提案をきっかけとして、その後の一つひとつの過程を大切にして、ボランティア団体等とのよりよい関係づくりをしていくことが、ボランティア団体等と県との相互理解を深めることとなります。

なお、協働事業を実施する上では、ボランティア団体等への支援や協働を促進するための基金である「かながわボランティア活動推進基金21」の協働事業負担金を活用するという方法もあります。

## 第3項関係

### 「相互に評価を行う」

条例では、ボランティア団体等と県が協働事業を行ったときは、相互に評価を行うよう定めています。評価の仕方として、まず、自らの評価を行い、次に相手方の評価を行います。こうした評価をもとに、ボランティア団体と県が協議することにより、ボランティア団体等と県との相互の理解及び信頼が一層促進され、協働事業の質が向上します。

### ◇ 評価の視点

条例では、まず、当初設定した目標が達成できたか、県民のニーズに効率的・効果的に対応できたか、また、協働することで単独で事業を行うよりも成果があがったかなど、事業の成果について相互に評価を行うこととしています。

さらに、事業の進め方について検証するため、事業の企画立案や実施の各段階において対等な立場で協議ができたかといった点や、役割分担が適当であったかといった点についても評価を行うこととしています。

## ◇ 評価方法

評価方法の一つとして、自らの評価及び相手方を評価する項目を記載した評価シートを作成し、その記載内容をもとに意見交換を行い、その結果を記録することなどにより評価する方法があります。この方法による場合、必ずしも書面による必要はなく、電磁的方法で記録を作成、あるいは、意見交換をメールでのやりとりに代えるといった方法も考えられます。

【評価シートの具体例：協働事業負担金交付要領（第16号様式の2）】（P35）参照

## 第4項関係

### 「評価の結果を公表」

評価結果については、遅滞なくホームページ等で公表することとしています。

評価結果の公表は、透明性の確保の観点から、また、ボランティア団体等と県の双方が、県民や寄附者への説明責任を果たす上で必要不可欠な事項です。

また、ボランティア団体等の社会的信用の獲得につながるとともに、同じ課題に関心を持つ県民や他のボランティア団体等の参加を促すきっかけにもなります。

このほか、県の予算執行の状況を県民に明らかにする意味もあります。

評価結果は、事業継続の適否の判断に活用するとともに、継続事業にあっては、その後の事業展開を図るために活用することもできます。また、事業を継続しない場合であっても類似事業を実施する際の参考となります。

### ※ 第三者の評価

協働事業の質を高めるためには、第三者からの意見を聴くことも有効です。そのためNPO協働推進課では、協働事業の実施状況や相互評価の結果を取りまとめ、ホームページで公表するとともに、多様な主体で構成する「かながわ協働推進協議会」に報告し、意見を求めることとしています。

また、かながわボランティア活動推進基金21については、毎年度、負担金や補助金の支援を受けたボランティア団体等の事業成果報告会を開催するなど、他のボランティア団体等や県民と成果を共有する機会を設けています。

(ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策)

**第6条** 県は、ボランティア団体等と県との協働の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること。
- (2) ボランティア団体等と県との協働に係る協議を行うために必要な環境を整備すること。
- (3) ボランティア団体等と県との協働に関する相談体制を整備すること。
- (4) ボランティア団体等と県との協働に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (5) その他ボランティア団体等と県との協働の推進のために必要な施策

## 趣旨

本条は、ボランティア団体等と県との協働の推進のために県が講ずべき施策として、特に、NPO協働推進課とかながわ県民活動サポートセンターで実施している事業に係る施策について定めています。

## 説明

- (1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること

ボランティア団体等の活動を推進するために設置された「かながわボランティア活動推進基金21」を財源として、県との協働事業を行うボランティア団体等に協働事業負担金を交付します。

- (2) 協議を行うために必要な環境を整備すること

ボランティア団体等と県とのパートナーシップの構築を目的として、ボランティア団体等と県の関係機関が協議等を行う場（パートナーシップルーム）を、かながわ県民活動サポートセンターに設置し、運営しています。

- (3) 協働に関する相談体制を整備すること

ボランティア活動に関する相談、NPOのマネジメントに関するアドバイスやNPO等と企業、行政等との協働・連携に関するコーディネート等を行うアドバイザー相談事業を、かながわ県民活動サポートセンターで行っています。

- (4) 協働に関する情報の収集及び提供を行うこと

NPO協働推進課で庁内の協働事業に関する情報収集・提供を行うほか、かながわ県民活動サポートセンターに情報コーナーを設け、ボランティア活動に関する情報提供を行っています。

### (ボランティア活動の促進のための施策)

第7条 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア団体等の支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) ボランティア団体等が行うボランティア活動に係る事業に対し、ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと。
- (2) ボランティア団体等が行うボランティア活動に関する税制度等の環境整備に努めること。
- (3) ボランティア団体等相互の協働及びボランティア団体等と県民、事業者等との協働を促進するための交流の機会の提供に努めること。
- (4) その他ボランティア団体等の支援に関し必要な施策

2 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア活動の支援に関する施策を講ずるものとする。

- (1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。
- (2) ボランティア活動を行う人材の育成を図ること。
- (3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要環境を整備すること。
- (4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。
- (5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供を行うこと。
- (6) その他ボランティア活動の支援に関し必要な施策

## 趣旨

本条では、ボランティア団体等と県との協働の効果的な推進を図るため、「ボランティア活動の促進」に関する施策を定めています。

## 説明

### 第1項関係

#### 「ボランティア団体等の支援に関する施策」

- (1) ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと

第1号でいう「基金」は「かながわボランティア活動推進基金21」（以下「基金21」という。）のほか、県が設置している他の基金も含まれますが、ボランティア団体等への支援を目的に、基金を活用して行われている施策は、基金21のボランティア活動補助金のみです。

ボランティア活動補助金は、地域課題の解決のため、ボランティア団体等が単独で取り組む事業を支援することを目的としています。

- (2) 税制度等の環境整備に努めること

税制度に関する施策として、次の制度があります。

ア 法人税法上の収益事業を行っていない公益法人等（特定非営利活動法人を含む）に対する法人県民税均等割の減免、及び知事が指定した寄附金（特定非営利活動法人については、認定特定非営利活動法人に対する寄付金に限る、）を支払った者に対する個人県民税の寄附金税額控除



イ 知事が認定・特例認定（旧仮認定）した特定非営利活動法人に対する所得税の寄附金控除

ウ 個別に指定された特定非営利活動法人に対する寄附金を支払った者に対する個人県民税の寄附金税額控除

また、一層の税制度の整備に関連して、認定要件の見直しと寄附者の利便性向上に向けた寄附金の源泉徴収控除項目への追加を国へ提案しています。

(3) 協働及び協働を促進するための交流の機会の提供

ボランティア団体等の個々の活動だけでは解決に至ることが困難な課題に対しては、他の主体とネットワークを形成することが有効であり、このことにより、ボランティア団体等の活動範囲の拡大や活動内容の充実といった効果が見込まれます。

そこで、ボランティア団体等への支援の一環として、県が企業・NPO・大学を仲介し、マッチングの機会を提供する事業や、認定（特例認定）・指定特定非営利活動法人同士の交流・情報交換する場を提供しています。

## 第2項関係

### 「ボランティア活動の支援に関する施策」

(1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰

基金21では、ボランティア活動奨励賞として、他のモデルとなるような実践的活動で、地域社会への貢献度が高い活動に自主的に取り組んでいるボランティア団体等を知事が表彰する制度を設けています。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成

地域の課題解決や活性化に取り組む人材の育成を行う県民の学びの場として、かながわ県民活動サポートセンターに「かながわコミュニティカレッジ」を開設し、多様な講座を開催しています。

(3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要な環境を整備

かながわ県民活動サポートセンターにボランティアサロン等を設置し、ボランティア団体等が活動や情報交換等を行う場を提供しています。

(4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。

かながわ県民活動サポートセンターでは、ボランティア団体等の運営マネジメントや活動に関する助言、情報提供など、ボランティア活動全般の相談に専門のアドバイザーが応じるアドバイザー相談事業を行っています。ボランティア団体間、ボランティア団体と企業等の連携、協働等に関するアドバイスを行うほか、市町村が設置する市民活動センターへの支援も行っています。

(5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供

かながわ県民活動サポートセンターに情報コーナーを設け、ボランティア活動に関する情報提供を行うとともに、ホームページに情報を掲載しています。

(ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表)

**第8条** 知事は、少なくとも毎年度1回、ボランティア団体等と県との協働の状況及び前2条に規定する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

**説明**

ボランティア団体等と県との協働の状況及び第6条、第7条の施策の実施状況については、NPO協働推進課で毎年度、全庁の調査を行い、その結果をホームページで公表しています。

(意見の反映)

**第9条** 県は、第6条及び第7条に規定する施策に、ボランティア団体等、県民、事業者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

**説明**

県民の生活の向上に向けて、ボランティア団体等と県との協働により、地域の課題をより効果的に解決していくためには、ボランティア団体等をはじめ、県民や事業者等の皆さんの意見を施策等に反映していくことが必要です。

条例では、施策にボランティア団体等、県民、事業者等の皆さんの意見を反映することができるように必要な措置を講ずることを定めています。

具体的には、第8条の協働の状況並びに第6条及び第7条の施策の実施状況について毎年庁内の調査を行い、その結果を県のホームページで公表し、ボランティア団体等、県民、事業者等の皆さんからの意見をいただくことができるようにしています。

また、ボランティア団体等をはじめとした多様な主体や県民から募集した公募委員からなる「かながわ協働推進協議会」を開催し、協働の状況や施策の実施状況について報告し、施策の推進に係る様々な意見をいただいています。このほか、企業、NPO、大学が集まり協働の相手方と出会うパートナーシップミーティングや県内の認定・指定NPO法人の情報交換を目的としたネットワークでの学習会など、県民や団体等と直接会う機会を活用して意見を伺うようにしています。

## 附 則

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## 説 明

### 第1項関係 (施行期日)

本項は、条例の施行期日を定めたものです。

### 第2項関係 (検討)

本項は、この条例を施行の日から起算して5年を経過するごとに見直すことを定めたものです。

本県では、平成20年度から、「神奈川県条例の見直しに関する要綱」により条例の適時性を確保するため、一定期間ごとに条例を見直すことを各条例の附則で定めることとしています。

この条例は、平成22年4月に施行され、5年を経過した平成27年度に見直しを行いました。見直しにあたっては「かながわ協働推進協議会」からの意見を聴取するなどして、見直し要綱に定める、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性について検討しました。

この見直しをもとに平成28年に「ボランティア団体等」の範囲を拡大するための条例改正を行いました。次回の見直しは、平成32年度の予定です。

## 附 則 (平成28年12月27日神奈川県条例第81号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 説 明

### 改正附則関係 (第2条の一部改正)

第2条第2項「ボランティア団体等」に一般社団法人(公益社団法人を含む)、一般財団法人(公益財団法人を含む)を加える改正を行ったものです。

## 「かながわボランティア活動推進基金21」

かながわボランティア活動推進基金21（以下「基金21」という）は、多様な主体が協働、連携して地域課題の解決を図る協働型社会の実現に向け、ボランティア活動の開始や拡充に対し、期限を区切って支援を行うものです。

基金21の支援メニューは次の4つであり、応募者は次の要件を満たす必要があります。

### 【基金21の4つのメニュー】

#### ○ 協働事業負担金

ボランティア団体等と県とが対等な立場でパートナーシップを組んで行えば、一層の効果が期待できると考えられる公益的の事業を対象に、その事業に要する経費に対し応分の負担をします。

分野を問わずに自由に協働事業を提案できる「一般部門」と、年度ごとに県が特定課題を設定し、協働事業の提案を募集する「特定課題枠」があります。

- ・事業に要する経費について年間1,000万円を上限に負担金を交付
- ・最長5年間（特定課題枠は基本3年間）（年度ごとの審査あり）

#### ○ ボランティア活動補助金

ボランティア団体等が、地域や社会のニーズをとらえて自発的に取り組む事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする事業などで、新たに立ち上げたり展開したりする事業を対象に、その事業に要する経費を補助します。

- ・事業に要する経費の2分の1以内の金額で、年間200万円を上限に補助金を交付
- ・最長3年間（年度ごとの審査あり）

#### ○ ボランティア活動奨励賞

地域社会への貢献度が高く、他のボランティア団体等の活動のモデルとなり、今後さらに継続発展が期待できる活動に取り組むボランティア団体等を表彰します。

- ・知事表彰状及び副賞（上限30万円）を贈呈

#### ○ ボランティア団体成長支援事業

ボランティア団体の活動基盤整備のための支援事業の企画提案を募集受託事業者を選考します。

### 【対象者の要件】

<協働事業負担金、ボランティア活動補助金、ボランティア活動奨励賞>

次のすべての要件を満たしていること

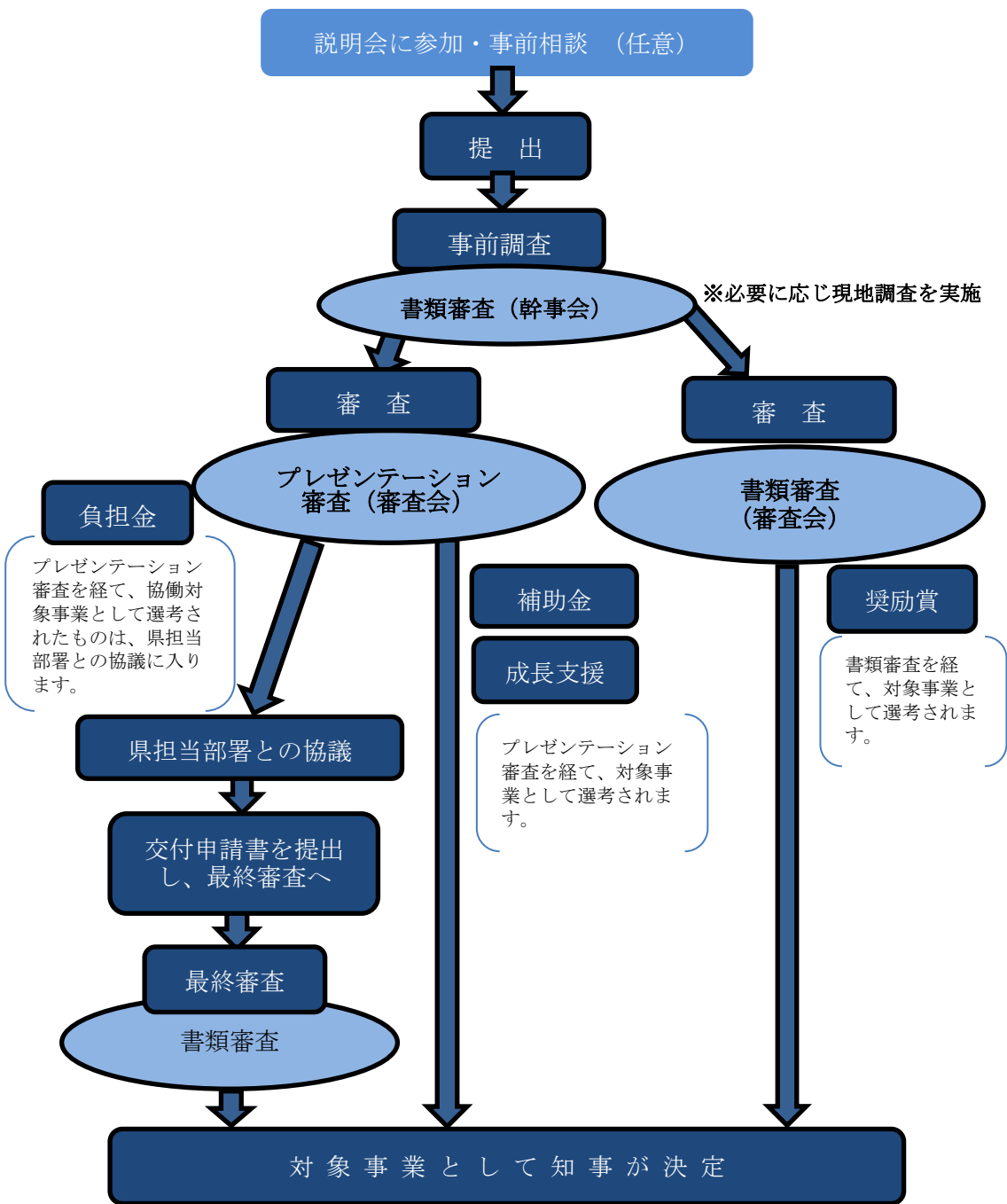
- ① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動に該当する事業を除く。）に自主的に取り組む特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、法人格を持たない団体及び個人（以下「ボランティア団体等」という。）であること
- ② 県内で活動を行っていること
- ③ 継続した活動が期待されること
- ④ 基金21の支援（負担金・補助金、奨励賞の表彰、成長支援事業による支援）を受けるとして、組織の運営基盤が整備され、安定的、継続的な事業運営を行っていることが期待されること

- ⑤ 法人や法人格を持たない団体にあつては、市民の発意に基づき設立されたものであつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の事業（宗教活動、政治活動、選挙活動に該当する事業を除く。）を主たる事業として実施していること
- ⑥ 代表者等が暴力団員でないこと（神奈川県暴力団排除条例による）
- ⑦ 神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会の委員・幹事が、団体の理事長等代表者、副理事長、専務理事など中心的に業務を執行する役員や有給の職員でないこと

<ボランティア団体成長支援事業>

- ① 特定非営利活動法人、一般社団法人、会社など（法人格の種類や非営利性は問わない）
- ② 法人格のない団体（財産管理、代表者について定めた定款規約等があること）
- ③ 県内でボランティア団体に対する支援を行っている団体で事業終了後も引続き県内で支援を行う意思を有していること

【事業提案から決定までの流れ】



ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例

平成22年3月26日条例第1号

改正 平成28年12月27日条例第81号

(目的)

第1条 この条例は、ボランティア団体等と県との協働が地域の課題の解決に重要な役割を果たしており、かつ、将来その重要性が増大することが見込まれるとともに、多様な主体が協働して地域の課題を解決する協働型社会の構築に資するものであることにかんがみ、ボランティア団体等と県との協働について、基本理念を定め、及び県の責務を明らかにするとともに、ボランティア団体等と県との協働を推進するための基本となる事項を定めることにより、地域の課題のより効果的な解決を図り、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「ボランティア活動」とは、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする非営利の民間の自主的な活動であつて、次の各号のいずれにも該当しないものをいう。

- (1) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの
- (3) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの

2 この条例において「ボランティア団体等」とは、ボランティア活動に取り組む特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、一般社団法人、一般財団法人、法人格を持たない団体及び個人をいう。〔一部改正 平成28年条例第81号〕

3 この条例において「ボランティア団体等と県との協働」とは、ボランティア団体等及び県が相互にそれぞれの特性を生かして、地域の課題の解決を図るために協力することをいう。

(基本理念)

第3条 ボランティア団体等と県との協働は、相互の理解及び信頼を基本とし、それぞれの立場が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 ボランティア団体等と県との協働は、それぞれの自律性が保持され、かつ、それぞれの特性が十分に発揮されることを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、ボランティア団体等と県との協働の推進及びこれを効果的に推進するためのボランティア活動の促進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、市町村、国その他関係機関との連携に努めるものとする。

(協働事業に関する協定の締結等)

第5条 ボランティア団体等及び県は、基本理念に則した相互の関係を保持するため、ボランティア団体等と県との協働による事業であつて、当該事業に係る地域の課題に対する共通の認識の下に、企画立案及び実施の各段階において対等な立場で当該事業に関し必要な事項について協議することを合意したもの（以下「協働事業」という。）を行おうとするときは、当該協働事業に関する協定を締結するよう努めるものとする。

2 前項の協定には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 協働事業に係る地域の課題
- (2) 協働事業の目的



(3) 協働事業の概要

(4) 協働事業における役割分担

3 ボランティア団体等及び県は、協働事業を行ったときは、次に掲げる事項について相互に評価を行うよう努めるものとする。

(1) 協働事業の成果

(2) 協働事業における協議の状況

(3) 協働事業における役割分担

4 ボランティア団体等及び県は、前項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該評価の結果を公表するよう努めるものとする。

(ボランティア団体等と県との協働の推進のための施策)

第6条 県は、ボランティア団体等と県との協働の推進を図るため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 協働事業の提案に係る制度を整備すること。

(2) ボランティア団体等と県との協働に係る協議を行うために必要な環境を整備すること。

(3) ボランティア団体等と県との協働に関する相談体制を整備すること。

(4) ボランティア団体等と県との協働に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(5) その他ボランティア団体等と県との協働の推進のために必要な施策

(ボランティア活動の促進のための施策)

第7条 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア団体等の支援に関する施策を講ずるものとする。

(1) ボランティア団体等が行うボランティア活動に係る事業に対し、ボランティア団体等の活動を促進するための基金を活用した補助を行うこと。

(2) ボランティア団体等が行うボランティア活動に関する税制度等の環境整備に努めること。

(3) ボランティア団体等相互の協働及びボランティア団体等と県民、事業者等との協働を促進するための交流の機会の提供に努めること。

(4) その他ボランティア団体等の支援に関し必要な施策

2 県は、ボランティア活動の促進を図るため、次に掲げるボランティア活動の支援に関する施策を講ずるものとする。

(1) ボランティア活動に関する普及啓発及び表彰を行うこと。

(2) ボランティア活動を行う人材の育成を図ること。

(3) ボランティア活動に関する情報交換等に必要な環境を整備すること。

(4) ボランティア活動に関する相談体制を整備すること。

(5) ボランティア活動に関する情報の収集及び提供を行うこと。

(6) その他ボランティア活動の支援に関し必要な施策

(ボランティア団体等と県との協働の状況等の公表)

第8条 知事は、少なくとも毎年度1回、ボランティア団体等と県との協働の状況及び前2条に規定する施策の実施状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(意見の反映)

第9条 県は、第6条及び第7条に規定する施策に、ボランティア団体等、県民、事業者等の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるものとする。

附 則

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

2 知事は、この条例の施行の日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成28年12月27日条例第81号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 協働事業負担金協定書（例）

特定非営利活動法人〇〇代表理事〇〇〇〇（以下、「ボランティア団体」という。）と神奈川県〇〇局〇〇部〇〇課長〇〇〇〇（以下「県」という。）とは、平成〇〇年度協働事業負担金の事業実施に当たり、双方が互いに理解、尊重し、対等な関係のもとで次のとおり協定を締結します。

### 1 課題認識の共有

ボランティア団体と県は、〇〇〇〇…という課題を共有します。

### 2 目的の共有

ボランティア団体と県は、前条の課題解決のために協働で事業を実施するに当たり、〇〇〇〇…という事業の目的を共有します。

### 3 事業の概要

ボランティア団体と県は、平成〇〇年度協働事業負担金に申請した事業計画に従って次の事業を実施します。

(1) 事業名 〇〇事業

(2) 事業内容 〇〇〇〇…（※申請書の事業の目的及び内容から転載）

(3) 事業期間 着手 平成〇〇年〇〇月〇〇日

完了 平成〇〇年〇〇月〇〇日

### 4 役割分担と責任分担

ボランティア団体と県は、それぞれ次に掲げる役割を分担し、分担する役割について、それぞれの責任で行います。なお、事業の成果は役割に応じそれぞれに帰属するものとします。（別添「役割分担一覧」のとおり）

(1) 〇〇事業

① ボランティア団体の役割及び担当者の所属等及び氏名

役割 〇〇に関すること

担当者 事務局長 〇〇〇〇

② 県の役割及び担当者の所属及び氏名

役割 〇〇に関すること

担当者 〇〇課〇〇グループ〇〇〇〇

※以下、事業ごとに記載。

### 5 協議等

ボランティア団体と県は、事業の企画、実施、評価等に関し適宜連絡調整や協議を行い、相互理解の促進と協働事業の効果的推進に努めます。

### 6 費用分担

協働事業に要する経費は平成〇〇年度協働事業負担金に申請した収支予算書に従い、ボランティア団体は自己資金を、神奈川県知事は、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号）その他の法令に基づき、協働事業負担金を適正に支払うものとします。

### 7 協定の有効期間

この協定の有効期間は、協定書の締結の日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとします。

## 8 紛争の処理等

この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、ボランティア団体と県とは速やかに協議を行い、円滑かつ効果的に解決するように努めます。

両者の協議によって解決できない場合は、神奈川ボランティア活動推進基金審査会の意見を聞き、両者はその意見を尊重して解決に努力します。

この協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、その1通を保有します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

特定非営利活動法人 〇〇〇〇  
理事長 〇〇〇〇  
神奈川県〇〇局〇〇部〇〇課  
課長 〇〇〇〇

## 神奈川県条例の見直しに関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、知事の条例提案権に基づく条例の見直しの実施及びその結果の公表に関し必要な事項を定めることにより、条例を常に時代に合致したものとすることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「条例の見直し」とは、現に施行されている条例のうち見直し規定を設けている条例について、施行の状況を把握し、その結果に基づいて、当該条例の制定の趣旨に立ち返って、当該条例の全ての条項について検討を加えることをいう。

2 この要綱において「見直し規定」とは、条例の見直しを定期的に行うことを義務付ける規定をいう。

3 この要綱において「条例所管局長」とは、条例の施行に関する事務を分掌する局（複数の局が分掌する場合にあっては、それぞれの局）の長をいう。

### (事務の総括)

第3条 政策局長は、条例の見直しに関する事務を総括するものとする。

### (見直し規定を設ける条例)

第4条 次の各号のいずれかに該当する規定を含む条例のうち、他に条例の見直しを行う適切な方法があるか否か等を考慮して知事が特に必要があると認める条例には、見直し規定を設けるものとする。

- (1) 県民の権利を制限し、又は義務を課す規定
- (2) 特定の県民に直接に利益を付与する規定
- (3) 県民生活に関連する政策の方向付けをする規定

### (条例の見直しの周期)

第5条 条例所管局長は、前条の規定により見直し規定を設けるに当たっては、原則として、5年ごとに条例の見直しを行う旨を規定するものとする。ただし、当該条例の内容に照らして、当該年数により難いと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、随時の条例の見直しを妨げるものではない。

### (条例の見直しの視点)

第6条 条例の見直しは、少なくとも次に掲げる視点に基づいて行うものとする。

- (1) 必要性（当該条例が制定当初に対応しようとしていた課題は現在においてもなお当該条例により法的に解決する必要がある課題であるか否か及び県が対応しなければならない課題であるか否かに関する視点をいう。）
- (2) 有効性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効果を発揮しているか否かに関する視点をいう。）
- (3) 効率性（当該条例が掲げる目的の実現に当該条例が定める事項が効率的に機能しているか否かに関する視点をいう。）
- (4) 基本方針適合性（当該条例の内容が県政の基本的な方針に適合しているか否かに関する視点をいう。）
- (5) 適法性（当該条例の内容が憲法及び法令の範囲内であるか否か並びに司法手続において違憲又は違法と判断される可能性があるか否かに関する視点をいう。）

2 前項の規定にかかわらず、条例所管局長は、その所管する条例について、同項第2号から第4号までに掲げる視点のうち当該条例の内容に照らして効果的な条例の見直しを行うことが困難である

と認められる視点について、政策局長との協議を経て、省略して行うことができる。

(条例の見直しの手順)

第7条 条例の見直しは、概ね次に掲げる手順により行うものとする。

- (1) 当該条例の制定の趣旨の確認
- (2) 直近5年間における当該条例の施行の状況の把握
- (3) 当該条例に関連する社会状況の推移の把握
- (4) 前3号の規定により確認し、又は把握した事項に基づき、前条の規定による条例の見直しの視点から検討
- (5) 前号の検討の結果に基づき、当該条例の改正又は廃止の要否（運用の改善等の要否を含む。）を判断

(条例の見直しに当たっての留意点)

第8条 条例の見直しは、次に掲げる事項に留意して行うものとする。

- (1) 当該条例の運用の実績を踏まえて客観的に行うこと。
- (2) 当該条例の内容に応じ、県民意見の聴取及び関係審議会その他学識経験者の意見の聴取の結果を適宜参考とすること。
- (3) 条例の見直しの周期、所管する条例の数、条文数その他の事情を勘案し、計画的に行うこと。

(条例見直し調書の作成等)

第9条 条例所管局長は、前3条の規定により条例の見直しを行ったときは、速やかに条例見直し調書（第1号様式）を作成するとともに、政策局長にその写しを送付するものとする。

- 2 政策局長は、前項の規定による送付があったときは、その概要を取りまとめた上で、条例見直し結果一覧表（第2号様式）を作成し、又は更新するものとする。

(条例の見直しの期限)

第10条 条例の見直し及び前条の規定による条例見直し調書の作成は、原則として見直し規定に定められた年数を経過した日から起算して1年以内に行うよう努めるものとする。

(所管常任委員会への報告)

第11条 条例所管局長は、条例の見直しを行った場合においては、当該条例の見直しを行った後最初に開催される所管常任委員会に対し、当該条例の見直しの結果について報告するものとする。ただし、当該所管常任委員会に報告できないことにつきやむを得ないと認められる理由がある場合は、この限りでない。

- 2 条例所管局長は、前項の規定による報告を行ったときは、その旨を政策局長に通知するものとする。

(県民への公表)

第12条 政策局長は、前条第2項の規定による通知があったときは、当該通知に係る内容を反映した条例見直し結果一覧表を、条例見直し調書と併せて、県ホームページに掲載することにより公表するものとする。

(条例の見直しの結果に基づく措置)

第13条 条例の見直し及び第11条第1項の規定による報告の後、条例所管局長は、当該条例の改正又は廃止をすることとした場合は原則として同項の規定による報告を行った日の翌日から起算して1年以内に、当該条例の改正又は廃止に係る議案の提出を行うことができるよう努めるものとし、当該条例の運用の改善等を行うこととした場合は当該報告の後遅滞なく、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(実施細目)

第14条 この要綱の実施に関し必要な事項は、政策局政策部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 次に掲げる条例については、第5条第1項及び第10条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までの間に条例の見直しを行う旨の規定を設け、条例の見直しを行うものとする。(略)

3 次に掲げる条例については、原則として当該条例の施行の日から5年ごとに条例の見直しを行う旨の見直し規定を設け、条例の見直しを行うものとする。(略)

附 則 (平成22年3月30日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月28日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

【評価シートのご具体例：協働事業負担金交付要領（第16号様式の2）】

（団体用）協働事業評価・報告書

事業名	
団体名	
県協働部署名	
事業期間	

1 個別事業ごとの進捗状況

事業1	
(1) 目標	
(2) 実績 ※事業の実施によって生じた結果を、数値等により箇条書きで記入してください。 ※この欄に入りきらない場合は、別紙も可。	
(3) 実績・成果に対する評価 ※実績や成果についてどのように考えているかを記入してください。	
(4) 進捗状況	ア) この事業の進捗は何%ぐらいですか。(%) ※1年間で目標が達成できた場合に「100%」になることを基準に判断してください。
	イ) 上記ア)のように判断した理由を記入してください。
	ウ) この事業の課題と対応策

（注）個別事業が2つ以上ある場合は、上の表を複写して記入してください。

- 2 協働事業を継続する上での課題とその対応策
- 3 負担金事業終了後の当該協働事業の見通し
- 4 協働事業の評価（はい・いいえ・どちらともいえない、のいずれか該当するものを残してください）

(1) 協働事業の成果

①	協働することで、単独で事業を行うよりも効果やメリットがありましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	事業の受益者の満足を得ることができましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
③	②で「はい」を選んだ場合、受益者の満足度を調べるためにどのようなことをしたかを記入してください。	
①	協働事業の成果を記入してください。	

(2) 協働事業の協議の状況

<企画段階>

①	事業計画や目標の立て方について、団体と県とは事前の調整や協議を十分行いましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	団体と県とは対等な立場で協議を行いましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
③	締結した協定書は事業を効果的に実施する上で適切でしたか。	はい・いいえ・どちらともいえない

<実施段階>

①	意思の疎通を円滑にし、事業の進捗状況を確認するため、団体と県とは節目ごとにメールや電話でのやりとりや定期的な協議を行いましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	協働部署の状況や担当者の置かれている立場についての理解に努めましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
③	必要な情報を県と共有することができましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
④	協議についての課題を記入してください。	

(3) 協働事業の役割分担

①	県との役割分担は適切でしたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	協働事業の実施にあたって、あらかじめ定められた役割を果たすことができましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
③	役割分担についての課題があると思われる場合は、記入してください。	

(4) 協働事業全体を通しての評価

①	全体として、団体と県とは対等な立場で協働ができましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	この事業の課題を解決する上で、協働という手法は有効だと思いましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない



	か。	
③	協働事業全体を通じて気づいた点を記入してください。	

(5) 社会的認知の獲得

①	取り組んでいる事業や成果について社会に知らせましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	①で「はい」を選んだ場合、具体的に何をいどんな反応があったか（無かったのか）を記入してください。	
③	今後に向けた課題を記入してください。	

(6) 新たなネットワークの獲得

①	この事業を実施する上で新たなネットワークをつくる（広げる）必要性がありましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	①で「はい」を選んだ場合、ネットワークをつくる（広げる）努力しましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
③	②で「はい」を選んだ場合、どんな努力をしたのかを記入してください。	
④	②で「はい」を選んだ場合、ネットワークをつくる（広げる）ことができましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
⑤	④で「はい」を選んだ場合、具体的に関係（連携）ができた機関の名称を記入してください。	

(7) 行政の施策等への影響

①	協働事業の実施により、県職員のボランティア団体等に対する認識や行政の施策等に影響を与えることができましたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	①で「はい」を選んだ場合、具体的に変化や影響があったと思われることがあれば記入してください。	

(8) 費用対効果

①	事業の効果から見て、要したコストは適切でしたか。	はい・いいえ・どちらともいえない
②	①で「いいえ」を選んだ場合、その理由と、今後の対応策を記入してください。	

(参考)

■協働事業の事例

協働事業の事例については、NPO協働推進課のホームページや、かながわ県民活動サポートセンターの次のホームページをご覧ください。

○NPO協働推進課のホームページ

「協働したい」の中の「ボランティア団体等と県との協働の推進に関する条例」→提供情報の中の「ボランティア団体等と神奈川県の協働の取組」

ボランティア団体等と県が協働して行う取組について概要をとりまとめています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/md5/cnt/f6187/>

○かながわ県民活動サポートセンターのホームページ

「かながわボランティア活動推進基金21」→「基金21・これまでの対象事業・対象団体等」

協働事業負担金の対象事業の成果報告書を掲載しています。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f5258/p27673.html>